

平成24年度

第3回地域密着型サービス運営委員会

—議 事 録—

日時：平成25年2月21日（木）18:58～19:47

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 高齢介護課

■開催日時・出席者等

日時	平成25年2月21日(木) 18:58～19:47	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
出席者	委員	飯島委員長、加賀副委員長、小林委員、真鍋委員、松本委員、泉田委員、廣瀬委員、大島委員、萩原委員
	事務局	佐藤高齢介護課長、武保健福祉部副参事（特命担当） 平林高齢介護課介護事業指定係長、武笠高齢介護課介護事業指定係主査

■議事録

〈開会〉

○佐藤高齢介護課長 定刻ちょっと前なのですけれども、皆様おそろいになりましたので、今年度第3回目の地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきます。高齢介護課長の佐藤です。本日はよろしく願いいたします。座って進めさせていただきます。

最初に確認ですけれども、この会議は公開ということで、傍聴も認めております。本日、いらっしゃいませんけれども、傍聴の要望があった場合には許可することとさせていただきたいと思っております。また、議事録も公開しておりますので、真ん中のレコーダーで録音させていただきますので、よろしく願いいたします。議事録がまとまりましたら、ホームページに載せますので、委員の皆様方にご確認をお願いいたします。よろしく願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。本日、差しかえ分の資料もごございますけれども、事前にお送りした資料がごございます。まず、お配りいたしました次第、次第の裏に配付資料ということで事前送付、今日差しかえさせていただいた分、加えた分、当日配付という部分が載っております。ご確認いただきまして、足りないものがあれば、事務局のほうに言っていただければ、お渡ししたいと思います。

次に、本日の委員会の成立についてご報告いたします。規定で2分の1以上の出席が協議会の開催の条件とされておりますが、今日は全員参加ということで、この委員会が成立しているということをご報告させていただきます。

では、進行のほうを飯島委員長にお渡ししたいと思いますので、飯島先生、よろしく願いいたします。

〈議事〉

○飯島委員長 皆さん、こんばんは。

それでは、第3回地域密着型サービス運営委員会ということで、議事に従って進めてまいります。円滑な議事進行を図るため、発言は簡潔にお願いいたします。また、お手数ですが発言の際には挙手をいただき、指名を受けてからご発言いただくように、ご協力をお願いいたします。

それでは、まず、議事の第1番目ですが、「定期巡回・随時対応型訪問

介護看護」指定候補者の選定及び指定についてということで、まず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○佐藤高齢
介護課長

資料1に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護指定候補者の選定及び指定について」という資料がございます。そちらをご覧くださいと思います。

前回の運営委員会の中で、飯島委員長を始め選定委員会のメンバーを選出していただきました。その際、飯島委員長、大島委員、萩原委員についてはご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

1月17日に選定委員会を開催いたしまして、審査の結果、2者を指定候補者として選定いたしました。株式会社グラフィス、もう一つは、社会福祉法人多摩同朋会でございます。本日は、指定候補者選定についてご報告し、指定をするということについてご意見をいただきたいと思います。詳細につきましては担当から説明いたします。

○平林係長

それでは、今、課長のほうから説明がありました、介護事業指定係長の平林と申します。私のほうから、お配りいたしました資料1「定期巡回・随時対応型訪問介護看護指定候補者の選定について」に沿って説明をさせていただきます。

まず、1月17日木曜日に実施いたしました本事業の指定候補者選定委員会におきまして、先ほど高齢介護課長からも申し上げたとおり、株式会社グラフィス及び社会福祉法人多摩同朋会、この2者を指定候補者として選定いたしました。また、選定に先立って実施いたしました公募におきましては、その下の表になりますが、4者からの応募がありました。応募者及び結果につきましては、区ホームページ、介護サービス推進協議会で検索していただくこととなりますが、そこでも公開をしております。

また、指定のスケジュールですが、資料1の一番下です。「事業者指定のスケジュール」というところを見ていただくとおわかりになるのですが、本日の委員会における審議後、4月1日からサービスの開始となります。また、資料1の2ページ目以降の説明なのですが、指定に当たって人員基準というところ、3ページ目の表になっております。オペレーターから始まる部分について読み上げさせていただきます。

まず、オペレーターの人員基準です。提供時間帯を通じて1名以上。1名は常勤の看護師（准看護師）、保健師、介護福祉士、社会福祉士、医師、ケアマネジャーであること。その他は、利用者の処遇に支障がなければ、3年以上のサービス提供責任者の業務に従事した経験者でも可。専従であること（利用者の処遇に支障がなければ兼務可、また、夜間・深夜・早朝は併設施設等の職員も可）となっております。

定期巡回サービスに関しては必要数ということになっております。

随時訪問サービス、提供時間を通じて1名以上。

管理者につきましては、常勤でなかつ専従（利用者の処遇に支障がなければ兼務可）ということが人員基準になっております。

その次ですが、指定申請書類、2者分を事前に送付をさせていただいておりますが、まず、株式会社グラフィスにつきましては、既に港区及び江東区で本サービスを実施しており、体制等に問題はないと事務局では考えております。また、社会福祉法人多摩同胞会につきましては、現在、法人の定款を定期巡回・随時対応サービスを実施するために変更中でございます。また、コール機及び人員体制についても詳細などについて検討中でございます。

併せて、社会福祉法人多摩同胞会につきましては、法人として初めて本サービスに参入をしていることから、区のほうも協力しまして、4月からのサービス開始に向けて準備を進めているところです。

次に、指定候補者2者に関する現地調査につきまして、説明をさせていただきます。資料1-1をご覧ください。

まず、調査場所がグッドライフ24となっておりますが、これは株式会社グラフィスです。

調査日及び調査員ということで、今年の2月6日水曜日、10時から11時の間で、介護事業指定係の平林と武笠、2人で調査をしました。

グッドライフ24の場所ですが、東京メトロ・都営地下鉄の九段下駅が最寄りの駅となっております。住所はここに書いてあるとおり飯田橋1-12-16。この併設施設として、居宅介護支援、訪問介護が併設されております。

現地でこの調査に対応していただいた方が、管理者の珍田さんという方と、グラフィスの代表取締役の小田氏、執行役員の渡辺氏ということになっております。

調査項目ですが、利用者の情報蓄積に関して、この事業所においてパソコン2台、あとクラウドシステムによるオペレーションシステムというものを確認しました。コール機、これは先日来説明させていただいています、利用者に貸与する機器ですが、これにつきましてはソフトバンクの見守り携帯というものを使用することを確認いたしました。

他の備品類の状況、設備備品一覧表については、申請書類に書いてあるとおり確認いたしました。

人員につきましては、従業者の勤務の体制及び勤務形態についての確認をさせていただきました。なお、詳しいことにつきましては、人員配置決定後、再確認をいたします。また、苦情に対する体制なのですが、苦情相談の概要及びマニュアルの作成について確認いたしました。

次に、地域との連携につきまして、介護・医療連携推進会議の構成員について確認をいたしました。

次に、社会福祉法人多摩同胞会の現地調査報告です。調査日は同じく2月6日水曜日、11時30分から12時10分の間で行いました。調査員は同じく平林と武笠で行いました。

場所ですが、千代田区神田淡路町2-8-1、かんだ連雀の地下1階と

いうことになっております。事業所の名前はかんだ連雀いつでもサポートサービスという事業所名です。併設施設としては、特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、居宅介護支援、あんしんセンター神田を併設しております。また、当該サービス事業所については、訪問介護と共同の設備を使用するということになっております。

機器については、今、検討中のごさいますて、用意が出来次第、こちらを区のほうで再確認いたします。

現地の対応者です。かんだ連雀いつでもサポートサービス、本サービスの管理者・武田氏が対応いたしました。

次に調査項目です。設備、利用者の情報蓄積につきましては、多摩同胞会のシステムである「家族支援システム」というシステムの中に、当該サービスの利用者情報を追加する予定ということで確認をいたしました。また、利用者に貸与するコール機につきましては、先ほどご説明いたしましたソフトバンクの見守り携帯も含めて現在検討中であり、決定次第、再確認させていただきます。

他の備品類の状況ですが、事業所の設置予定箇所について確認をさせていただきました。これは先ほどの説明どおり併設事業所である訪問介護事業所と共同で使用するというを確認いたしました。

人員です。勤務表の確認及び従業員の勤務の体制及び勤務形態について確認をいたしました。先ほどのグラフィスと同様、詳細な人員配置は決定後、再確認いたします。

次に、運営については、苦情の対応は苦情相談の概要及びマニュアルについて確認をさせていただきました。

最後になりますが、地域との連携につきまして、介護・医療連携推進会議の構成員ということについても確認をいたしました。

以上が、指定候補者2者の現地調査の報告でございます。指定候補者2者につきましては、今、説明させていただきました人員、設備及び運営については、基準に適合していることを確認したということをご報告しまして、区としては、この指定候補者2者につきまして、指定に際しては問題等がないと考えているということをご報告させていただいて、終了させていただきます。

ありがとうございました。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からのご説明に対して、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○加賀副委員長 今、この4者の名前が挙がっていますが、現在は私達も多摩同胞会とかグラフィスさんに色々なことでお世話になっております。現在、千代田区内で活動なさっている事業所で、いいのではないかと思います。今までそんな大きなトラブルもございませんし。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。そのような一定の信頼出来る事業者であるというご意見をいただきました。

他にいかがでしょうか。

○佐藤高齡
介護課長

1月17日の選定委員会は、日本夜間介護センター、こちらが辞退ということだったので、多摩同胞会、グラフィス、ジャパンケアサービス、3者にお見えいただいて、委員の前でプレゼンテーションを行っていただきました。事前の書類のチェック等もあったのですが、やはり当日のプレゼンで熱意ですとか、そういうところも十分感じる事が出来て、点数化して、採点して2者になりました。ジャパンケアの場合、大手なのですけれども、事前に中小企業診断士に書類を見ていただいたりして、財務状況に多少不安なところがあったりということで、その辺の点数がちょっと低く出ました。千代田区全体でこの2事業者でスタートしていただくということで、今、加賀先生にもおっしゃっていただきましたけれども、プレゼンだけではわからないのですが、十分熱意は伝わってきましたし、きっちりやってくれると、我々事務局としても信頼しているところでございます。

○飯島委員長

ありがとうございます。大島委員、何かご追加はございますか。選定委員会に参加していただきまして、ありがとうございます。

○大島委員

グラフィスさんでしたと思うのですが、通報機器のシステムが独自に開発されたもので、通報すると、普通はオペレーターが「どうしましたか」と個人情報を確認するわけなのですが、画面に信号が伝わると、その人の属性とか情報がぽんと出てくるというシステムだったということが、我々の決め手になったと記憶しています。具合が悪い人が全部自分の名前とか言えるとも限らないので、そこがいいと思いました。

○飯島委員長

ありがとうございます。ソフトバンクと共同開発したシステムということで、既に都内の他の区でもう順調に運用しているようですので、この部分は私も大変すぐれているかなと思いました。

その他、多摩同胞会のほうは、まだこのサービスについては実績がないのですが、区内で特別養護老人ホーム等を運営していて、区民からも一定の信頼を得ているかと思しますので、これについてもよろしいかなと思いました。

選定委員会のほうはそういう結論だったわけですが、この委員会としてこの2つの株式会社グラフィスと社会福祉法人多摩同胞会を新規指定することについて、可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○飯島委員長

では、どうもありがとうございました。

それでは、この委員会の結論といたしまして、2つの法人をこの新しいサービスの事業者とすることについて可という結論としたいと思っております。どうもありがとうございました。

○佐藤高齡
介護課長

ご審議ありがとうございます。我々も事務を遺漏なく進めまして、4月1日からしっかりサービスが開始出来るよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○飯島委員長　それでは、次の議事に移らせていただきます。地域密着型（介護予防）サービスに関する基準についてということで、まず、事務局のほうから経過のご説明をお願いいたします。

○佐藤高齢介護課長　それでは、今日、差しかえということで机上に置かせていただきました資料2「地域密着型（介護予防）サービスに関する基準について」というA4両面の資料でございます。もう1点、条例本体の案ということで、左肩ホチキスどめで12ページ立ての本文を置かせていただきました。その資料に基づいて説明させていただきます。

この基準につきまして、基準の条例につきましては、前回の委員会でもご説明させていただきましたので、今日は簡単にご説明したいと思います。

この地域密着型サービスの基準なのですけれども、地域分権の流れの中で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」と、ちょっと長いのですけれども、権限移譲を進めるための法律が施行されまして、それによって介護保険法が改正されまして、これまで地域密着型の基準、先ほど定期巡回でも人員の基準等をご説明しましたけれども、それについては、厚生労働省が全国一律に定めていた省令がありまして、それで区のほうも指定とか指導を行っていたのですけれども、今度、地域分権の流れの中で、実際に事業を担っている区市町村の条例とか規則とかで定めることとなったものでございます。

資料の2番目に、厚生労働省令ということで、地域密着型サービスの基準、または地域密着型介護予防サービスの基準ということで、2つの厚生労働省令を、3にあります区の条例と規則のほうで定めていきたいと考えております。

それで、具体的な基準を決める時、または変更する時には、区民の皆さんの意見を反映させるということで、こうした地域密着型サービスの運営委員会の皆様のご意見ですとか、また本当に事業を展開している事業者の意見、また、区民代表である区議会の意見を聞きながら基準を決めていきたいと考えております。

資料の4番目の「対象とするサービス（地域密着型サービス）」、8つなのですけれども、①は今説明させていただきました定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②は夜間対応型訪問介護、③が認知症のデイサービスです。④が小規模多機能の居宅介護。ジロール麴町でやっているようなサービスでございます。⑤が認知症対応型のグループホーム、これもジロール麴町とか神田佐久間町でやっているサービスでございます。⑥は地域密着型の、これは有料老人ホームのことですけれども、区内では事業者はございません。⑦は地域密着型の小規模の特別養護老人ホームでございますけれども、こちらはジロール麴町のほうで展開しているサービスでございます。⑧の複合型サービスというのは、千代田区内では今サービスを行っておりません。その8つのサービスに対する基準を区で定めるということでございます。

5番目の「基準の種別」というところでございますけれども、もともになる省令、これを区の規定で定める時に、全部が全部区が勝手に定められるものではございませんので、①の「従うべき基準」というのは、これは今の厚労省の基準に従って定めなさいよというものでございます。

裏をめぐっていただきまして、②「標準」というのがございますけれども、これは今の厚労省の基準を標準として定めなさいよ。ただ、地域の実情があれば、それに応じた範囲で定めることが許容されているものということでございます。

③はもう少し緩くて「参酌すべき基準」、これは厚労省の基準を自治体のほうで十分考えた結果であれば、今の基準と異なる内容を定めてもいいよというような3つの種別に分かれております。

そして6番目の「条例・規則の制定に対する区の考え方」というところでございます。この3つの種別のうち、「従うべき基準」というのは、これはもう厚労省の基準を度外視して定められるものではございませんので、それはそのまま条例・規則に落としますよと。「標準」、「参酌すべき基準」のうち、この下に書いてあるものについて千代田区独自基準ということで、定めたいというふうに考えております。

これも前回ご説明したところと重複しますが、もう一遍説明させていただきます。

一番上の標準というところでございますけれども、これはグループホームの共同生活住居（ユニット）の数でございます。今の省令ではユニット数というものは1または2となっておりますけれども、厚労省の別途の通知によりまして、特別区——23区ですけれども、大都市の特殊性というところで、ユニット数を3まで拡大することが認められております。区の基準のほうでは、今、その通知もありますし、待機者もおられるような現状がございますので、千代田区の特性——地価が高くて、建物もそんなに広い敷地に建てられないというような特性もありますから、これは「1から3まで」ということで規定したいと考えております。

「参酌すべき基準」のうち、2つ独自基準を定めたいと考えております。1つ目は小規模特養、ジロール麹町でやっているような小規模特養の居室の定員でございますけれども、省令では定員は1人とし、必要と認められる場合は2人も可とされております。一方、都基準です。都は小規模ではなくて大規模の特養の基準を持ってございますけれども、入所者のプライバシーの配慮とともに容易に個室に転換出来るような工夫を行う場合は、2人以上4人以下でも可とされているというところでございます。

個室化という流れはあるのですけれども、区基準としては、そうは言っても多床室のほうの利用料金等安く済むものですから、そういった部屋をご希望される方もいらっしゃいます。そうした方の選択肢を狭めることのないよう、都の基準と同じ「2人以上4人以下」ということで、規定したいと考えております。

その下が、これも小規模特養のユニットの入居定員でございます。省令ではおおむね10人とされているところ、都基準——これも大規模特養の基準でございますけれども、都のほうでは12人以下とされております。これも区基準のほうでは、特養待機の方が多数おられます。そういった現状を鑑みまして、都基準と同様12人以下ということで定めたいと考えております。

その下が、その3つの種別から外れるところですが、何点かございます。小規模特養の入所定員ですが、これは今、介護保険法では29人以下となっていますので、区基準のほうでも29人以下で定めたいと考えております。

あと、文書の保存です。各施設では色々な利用者の方の記録等整備しておりますけれども、省令では2年間でいいとなっております。ただ、過払いなど、給付費を多く払ってしまったような時の時効というのが5年となっておりますので、そういった給付費の請求にかかわるようなものは5年とっておきなさいよというふうにしたいと思っております。

最後に非常災害対策でございます。省令では通所サービスとか施設サービスについては、非常災害対策の規定がされているのですが、区のほうでは同様に地域密着型サービスの事業者に対して、非常災害時の地域住民等への支援について、区と協力するのだよということを規定したいと考えております。

資料の説明は以上でございますが、それが条例・規則と分かりますけれども、条例となるとここにある12ページ、全部で25条立ての条例になるというところがございます。

今定例会、今日告示がございまして、来週から始まります。3月中には原案どおり議決いただくよう、我々も努力してまいります。

説明は以上でございます。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

○泉田委員 ちょっと教えていただきたいのですが、この条例を少し緩めるという部分があるというのは理解出来るのですけれども、現在、ジロールですとかは個室、1人で……、老人福祉、小規模特養の場合はですね。それも2人に改良するというか、というようなことは、新規に関してということでしょうか、それとも今あるものも新しい条例に沿って変える可能性があるということでしょうか。

○佐藤高齡
介護課長 今、指定しているところはそのままで、従前の基準で指定していますので、これに沿って施設の内容を変える必要はございません。今回は基準を緩和というか、緩めにとっておいて、ただ、実際に我々のほうに事業所を千代田区に置きたいよという時には、やっぱり施設を設ける敷地の形状とか、どういうふうに建てられるのか、そういうところも十分見た上で、あまりぎゅうぎゅう詰めになっても困るしということで、この範囲の中で

実態に即した施設にしていだこうと考えております。

○飯島委員長　それではよろしいでしょうか。

○泉田委員　ありがとうございます。

○加賀副委員長　この文書の保存期間なのですけれども、「省令では、サービスごとに記録の整備について規定があり、『2年間保存しなければならない』」と書いてあります。また、施設のカルテは5年間保存なのですが、そうすると、例えば介護認定とか色々なことであった時に、3年ぐらい前の時にも何か必要になるようなことがあると思うので、この時効の基準の5年ということで、文書も5年ぐらい保存したほうが、2年というのはあつという間のことなので、介護認定が24ヶ月とりますので、そういう意味で2年と書いたのかわかりませんが、3年前、4年前の事案が出てきた時に、その書類がないというか、カルテはあるけど、それは照らし合わせが出来ないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○佐藤高齡
介護課長　我々この保存年限について検討する時に、事業者を見ると、やはり一人一人の記録について、紙ベースでとっておかれる事業者が多くて、やっぱりファイルを引っ張り出して見たりすると、紙ベースでとっておくと、かなりスペースをとってしましまして、本来サービスに活用出来るスペースまで書類でとってしまうというところは、本末転倒になってしまうという懸念もあったのですが、ただ、今電磁的にパソコンとか色々な記録媒体でとっておくことも可能ですし、やはり何かあった時に5年ぐらいはとっておいていただかないと、民法上の時効の話もありますし、その辺は必要かなど。

○加賀副委員長　カルテが一応5年となっていますので、もし何かあった時に、その照らし合わせが出来ないということになれば、1つの逃げ道になるかよくわかりませんが、5年ぐらいはとっておいたほうが、どうでしょうか。

○飯島委員長　そうですね。そういうふうに規則として定めたいというご指摘ですね。この文書というのは電子ファイルであっても構わない？

○佐藤高齡　構わないです。

介護課長

○飯島委員長　紙でなくてもいいわけですね。わかりました。

他にご意見ございますでしょうか。

○廣瀬委員　ここに大規模特養の基準が載っています。実際に区として大規模特養の計画はあるのですか。

○佐藤高齡
介護課長　大規模特養の指定とか、それは東京都のほうになるので、基準は東京都のほうになるのではすけれども、今現在具体的な計画でどこかに置くというのはいないです。来年から区の基本計画という、区が一番大もとになる行政計画ですけれども、それを検討して見直す時期に入っていますけれども、その計画を検討する中で、色々な施設の計画も出てくるとお思いますので、流れとしては必要ではないかというのはあるのですけれども、今のところ具体的にここにつくるというのはございません。

- 大島委員 次の話に移って大丈夫でしょうか。ユニットとか居室という言葉をもう一度はしっかり知りたいのですけれども。一番認知症のグループホームのユニット数1または2、これは1つの建物の中の生活空間が1、まとまりで、千代田区の場合、ジロールは何階かに分かれていますので、そのフロアごとが1ユニットということ。
- 佐藤高齢介護課長 ジロールは分かりやすいのですけれども、一層で1ユニット、そこで共同生活するみたいなイメージで、ジロール麹町は2ユニットで二層に分かれてユニットがありますけれども、3つまでいいよというところで規定したいなと考えております。
- 大島委員 2つぐらい下の地域密着型老人福祉施設（小規模特養）の場合のユニット、小規模特養という建物で10人以下、あるいはフロアごとで10人以下、これもフロアになるわけでしょうか。
- 佐藤高齢介護課長 ジロール麹町で考えると、1フロアで共同生活をしておりますので……。フロアごとにたまたまジロールはなっていますけれども、そこにリビングがあったり、食堂があったり、お風呂があったり、家屋的に昔でいう長屋ではないですけれども、本当に共同で生活する施設があるというところで、高齢者施設ですから、それがあまり何層にも分かれて1つのユニットというよりも、一層で、平面の中で皆さん暮らしていけるというのがいいのではないかなと思います。そういうイメージでございます。
- 大島委員 それで、大規模特養だと若干基準が緩くなるけれども、その1つの生活空間というのは、あまりたくさんの人を住ませるのではだめであって。ということは、大規模特養というのは、イメージとしては何十人も住んでいる感じがするのですけれども、ユニットがたくさん必要、1ヶ所にお風呂があればいいというものではないということなのですね。10人が12人以下というふうに、多少は小規模よりは定員が緩いけれども、決してお風呂、お台所、たくさん使っていていいということではないという意味なのですね。
- 佐藤高齢介護課長 我々は、省令ではユニットにおおむね10人以下なのですけれども、東京都は12人以下ということに今決めているので、我々も29人以下の小規模特養に対しても、1つの共同生活住居というのは12人でいいのではないかと考えています。
- 大島委員 12ではなくて10人。
- 佐藤高齢介護課長 12人以下、12人です。
- 飯島委員長 結局、1ユニット12人にすると、2ユニットしかつけれないということですよ。24人なので。
- 佐藤高齢介護課長 先生にはこの間もご指摘もありましたけれども、12人で2ユニットで24人ですから、もう1個つくと36人になりますので、それはつけれないと。
- 加賀副委員長 これはもう恐らく建築基準法というのがあるので、それにのっとってや

っているわけなので、その事業の。だから、それは人数というのは設計の段階で建築基準法をクリアしないといけないわけですから、人数というのはおのずと何平米に対して何人と決まりますので、決まってくるのではないのでしょうか。それを違反することは出来ませんので。

○佐藤高齡 介護課長 10人にしても12人しても、1人当たりの面積というのは10.何平米と基準で決まっているのですね。だから、12人にしても1人頭のア積をとらないと建てられないということです。

○加賀副委員長 だから、どっちを優先するという事だと思ふ。その辺で決まってくるのではないかな。

○飯島委員長 他にご意見ございませんでしょうか。

あとは、そのユニットごとにスタッフもチームにしないといけないわけですね。あまりユニットが小さいとスタッフのやりくりが難しくなるという面もあるかと思ひます。

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、この基準に従って条例の制定を進めていただくということで、その結果については、来年度のこの委員会にご報告いただくということで……。

○佐藤高齡 介護課長 また議会で成立した暁にはご報告させていただきます。

○飯島委員長 よろしくお願ひします。

それでは、次に進ませていただきます。3番目の議題は、地域密着型サービス事業所の廃止及び休止についてということで、まず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○佐藤高齡 介護課長 地域密着型サービス事業所廃止と休止という申請がありましたので、担当のほうからご説明させていただきます。

○武笠主査 では、地域密着型サービス事業所の廃止及び休止について報告させていただきます。

まず、廃止の事業所です。法人名、株式会社ヘルシーサービス、事業所名、グループホームガーデンコート東金です。こちら地域外の地域密着型サービスの事業所になりまして、名前のおり千葉県東金市にあるグループホームになります。平成18年5月から千代田区の方が1名入居されていたのですが、このたび入院のために退去されましたので、千代田区民がいなくなったため、千代田区の地域密着型サービス事業所としての廃止をさせていただくことになりました。

次に休止の事業所です。法人名、株式会社日本夜間介護センター東京、事業所名、日本夜間介護センター千代田事業所です。先ほどの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の辞退の報告がありましたが、オペレーターの方が急に退職されたということで、人員基準が満たせなくなり、サービス提供が実質的に行えない状況となりましたので、話し合いの結果、休止していただくこととなりました。こちらの事業所、8月1日の地域密着型サー

ビス運営委員会で指定を可としていただいた事業所であるのですけれども、大変残念なことです。25年1月16日、オペレーターが不在となった日から休止となりました。

日本夜間介護センター千代田事業所は、再開の意向をお持ちですので、また人員基準を満たせるような状況になり次第、再開について話し合う予定になっております。また、この事業所には、実質的な利用者は無かったのですが、登録者が2名いらっしゃいました。登録者2名につきましては、千代田区内で夜間対応型訪問介護を提供しているジャパンケア小石川を、ケアマネを通して紹介させていただきまして、区の緊急通報システムと合わせて、ご利用者の生活には支障がないように対応しているところでございます。

報告は以上になります。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご報告について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○泉田委員 夜間対応型訪問介護はコスト面とかもあって、利用者が少ないのではないかという懸念が前からあったと思うのですけれども、実際にオペレーターが退職されたというよりも、利用者が伸びなかったといえますか、なかったのが原因ではないかなと思うのです。今回、新たに認定されたグラフィスは、それをやっていらっしゃるということですので、その辺の利用実績はどのぐらいいらっしゃるのかはわかっていますでしょうか。

○武笠主査 グラフィスは、夜間対応型の事業所としてはございませんので、現在、ジャパンケア小石川が夜間対応型訪問介護として、千代田区内で実績がございます。ただ、こちら小石川という名前のおり、文京区の小石川にある事業所を地域外として指定させていただいているところでありまして、千代田区の利用者は2名にとどまっております。

○飯島委員長 それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

千葉県で廃止したところは、将来的にまた千代田区の方が利用される可能性があるわけですね。

○武笠主査 可能性としてはございますが、現時点では話はございません。

○飯島委員長 なければまた廃止すると。もししたら、また改めて指定すると。

○武笠主査 改めての指定になります。

○飯島委員長 そのままにしておけば利用しやすいのかなと一瞬思ったのですが、わかりました。

他にいかがでしょうか。

それでは、これについてはご報告をいただいたということにさせていただきます。

次、その他として事務局から今後のスケジュール等ございましたら、ご説明をお願いします。

○佐藤高齢 今年度につきましては、今日3回目ということで終了ということになり

介護課長 ます。この地域密着の運営委員会の親会のほうが、介護運協なのですけれども、これも特に議題がないものですから、来年4月以降、平成25年度早々、この定期巡回のご報告も含めて開催してまいりたいと思っています。その時に、合わせて開催ということで、日程についてはまた、委員長、副委員長を含め、ご相談させていただいて、皆様方にお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○飯島委員長 ありがとうございます。ただいま今後のスケジュールについて何かご質問ございますでしょうか。

それでは、今日の議事全体について何かご追加のご意見等ございますか。

それでは、以上で予定されていた議事は全て終了いたしました。本日はご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。議事がスムーズに進行いたしまして、予定より早く終了出来たこと御礼申し上げます。

では、これもちまして、平成24年度第3回地域密着型サービス運営委員会を閉会とさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

〈閉会〉